旧	新
市街地内を流れる日野川、八幡川、佐久良川などの河川沿いの緑地、社寺境内林等は、都市に潤いを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、その保全・活用を図る。	市街地内を流れる日野川、八幡川、佐久良川などの河川沿いの緑地、社寺境内林等は、都市に潤いを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、その保全・活用を図る。
（４）市街化調整区域の土地利用の方針	**(4)市街化調整区域の土地利用の方針**
①秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針	**①秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針**
市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であるが、既存の農村集落や市街化区域に近接、隣接する地域などの既にある程度建築物の立地が進んでいる地域において、生活環境の維持、改善の観点から合理的かつ秩序ある土地利用を図る必要がある場合は、適切な規制・誘導を行う。 また、容積率、建蔽率は良好な環境の保全や地域の実情に配慮したものとする。	市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であるが、既存の農村集落や市街化区域に近接、隣接する地域などの既にある程度建築物の立地が進んでいる地域において、生活環境の維持、改善の観点から合理的かつ秩序ある土地利用を図る必要がある場合は、適切な規制・誘導を行う。 また、容積率、建蔽率は良好な環境の保全や地域の実情に配慮したものとする。
②優良な農地との健全な調和に関する方針	**②優良な農地との健全な調和に関する方針**
本区域では、西の湖周辺、愛知川流域、日野川流域等に集団的優良農地が大規模に連担し、その大部分が農業振興地域の農用地区域に定められており、農業基盤整備事業の実施が進んでいる。このような集団的優良農地は、今後とも生産性の高い農業を営む農用地として環境に配慮した保全を図る。	本区域では、西の湖周辺、愛知川流域、日野川流域等に集団的優良農地が大規模に連担し、その大部分が農業振興地域の農用地区域に定められており、農業基盤整備事業の実施が進んでいる。このような集団的優良農地は、今後とも生産性の高い農業を営む農用地として環境に配慮した保全を図る。
③災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	**③災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**
本区域の特色である豊かな緑に包まれた森林地域周辺では、住宅地の開発等が進行しているところも見られる。土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、砂防指定地、地すべり防止区域等は、原則として開発を抑制し、保全に努める。また、浸水等の水害による被害が想定される区域については、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」（平成26年滋賀県条例第55号）第24条に基づき判断する。 さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等に指定された区域についても市街化を抑制する。	本区域の特色である豊かな緑に包まれた森林地域周辺では、住宅地の開発等が進行しているところも見られる。土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、砂防指定地、地すべり防止区域等は、原則として開発を抑制し、保全に努める。また、浸水等の水害による被害が想定される区域については、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」（平成 26 年滋賀県条例第 55 号）第 24 条に基づき判断する。 さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、土砂災害警戒区域等に指定された区域についても市街化を抑制する。
④自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	**④自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**
本区域には、琵琶湖国定公園である琵琶湖や湖岸、西の湖周辺、伊庭内湖周辺、長命寺山、八幡山および繖山、また日常生活につながりの深い箕作山、布引丘陵、県立自然公園である雪野山周辺、また綿向山など鈴鹿国定公園においては豊かで貴重な自然環境が存在している。これらは琵琶湖の流域であることから、山地部は災害防止や水源かん養、自然環境に配慮して保全整備に努め、また、湖辺部については水域と陸域との連続性に配慮して保全に努める。	本区域には、琵琶湖国定公園である琵琶湖や湖岸、西の湖周辺、伊庭内湖周辺、長命寺山、八幡山および繖山、また日常生活につながりの深い箕作山、布引丘陵、県立自然公園である雪野山周辺、また綿向山など鈴鹿国定公園においては豊かで貴重な自然環境が存在している。これらは琵琶湖の流域であることから、山地部は災害防止や水源かん養、自然環境の重要性を考慮して保全整備に努め、また、湖辺部については水域と陸域との連続性に配慮して保全に努める。
（５）都市の景観の推進に関する方針	**(5)都市の景観の推進に関する方針**
景観法（平成16年6月18日法律第110号）の趣旨に則り、景観行政団体は良好な景観形成の促進に関し、地域の自然的・社会的諸条件に応じた対策を策定し及び実施するなど、良好な景観の保全と形成に努める。	景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）の趣旨に則り、景観行政団体は良好な景観形成の促進に関し、地域の自然的・社会的諸条件に応じた対策を策定し実施するなど、良好な景観の保全と形成に努める。

旧	新
（４）市街化調整区域の土地利用の方針 ①秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であるが、既存の農村集落や市街化区域に近接、隣接する地域などの既にある程度建築物の立地が進んでいる地域において、生活環境の維持、改善の観点から合理的かつ秩序ある土地利用を図る必要がある場合は、適切な規制・誘導を行う。 また、容積率、建蔽率は良好な環境の保全や地域の実情に配慮したものとする。 ②優良な農地との健全な調和に関する方針 本区域では、西の湖周辺、愛知川流域、日野川流域等に集団的優良農地が大規模に連担し、その大部分が農業振興地域の農用地区域に定められており、農業基盤整備事業の実施が進んでいる。このような集団的優良農地は、今後とも生産性の高い農業を営む農用地として環境に配慮した保全を図る。 ③災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 本区域の特色である豊かな緑に包まれた森林地域周辺では、住宅地の開発等が進行しているところも見られる。土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、砂防指定地、地すべり防止区域等は、原則として開発を抑制し、保全に努める。また、浸水等の水害による被害が想定される区域については、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」（平成26年滋賀県条例第55号）第24条に基づき判断する。 さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等に指定された区域についても市街化を抑制する。 ④自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 本区域には、琵琶湖国定公園である琵琶湖や湖岸、西の湖周辺、伊庭内湖周辺、長命寺山、八幡山および繖山、また日常生活につながりの深い箕作山、布引丘陵、県立自然公園である雪野山周辺、また綿向山など鈴鹿国定公園においては豊かで貴重な自然環境が存在している。これらは琵琶湖の流域であることから、山地部は災害防止や水源かん養、自然環境に配慮して保全整備に努め、また、湖辺部については水域と陸域との連続性に配慮して保全に努める。 （５）都市の景観の推進に関する方針 景観法（平成16年6月18日法律第110号）の趣旨に則り、景観行政団体は良好な景観形成の促進に関し、地域の自然的・社会的諸条件に応じた対策を策定し及び実施するなど、良好な景観の保全と形成に努める。	(4)市街化調整区域の土地利用の方針 ①秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であるが、既存の農村集落や市街化区域に近接、隣接する地域などの既にある程度建築物の立地が進んでいる地域において、生活環境の維持、改善の観点から合理的かつ秩序ある土地利用を図る必要がある場合は、適切な規制・誘導を行う。 また、容積率、建蔽率は良好な環境の保全や地域の実情に配慮したものとする。 ②優良な農地との健全な調和に関する方針 本区域では、西の湖周辺、愛知川流域、日野川流域等に集団的優良農地が大規模に連担し、その大部分が農業振興地域の農用地区域に定められており、農業基盤整備事業の実施が進んでいる。このような集団的優良農地は、今後とも生産性の高い農業を営む農用地として環境に配慮した保全を図る。 ③災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 本区域の特色である豊かな緑に包まれた森林地域周辺では、住宅地の開発等が進行しているところも見られる。土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、砂防指定地、地すべり防止区域等は、原則として開発を抑制し、保全に努める。また、浸水等の水害による被害が想定される区域については、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」（平成 26 年滋賀県条例第 55 号）第 24 条に基づき判断する。 さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、土砂災害警戒区域等に指定された区域についても市街化を抑制する。 ④自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 本区域には、琵琶湖国定公園である琵琶湖や湖岸、西の湖周辺、伊庭内湖周辺、長命寺山、八幡山および繖山、また日常生活につながりの深い箕作山、布引丘陵、県立自然公園である雪野山周辺、また綿向山など鈴鹿国定公園においては豊かで貴重な自然環境が存在している。これらは琵琶湖の流域であることから、山地部は災害防止や水源かん養、自然環境の重要性を考慮して保全整備に努め、また、湖辺部については水域と陸域との連続性に配慮して保全に努める。 (5)都市の景観の推進に関する方針 景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）の趣旨に則り、景観行政団体は良好な景観形成の促進に関し、地域の自然的・社会的諸条件に応じた対策を策定し実施するなど、良好な景観の保全と形成に努める。

旧	新
３－２　都市施設の整備に関する方針 （１）交通施設の整備の方針 ①基本方針 ◆広域交通ネットワークの充実・強化 本区域には、名神高速道路、一般国道８号、307号、421号、477号等の広域幹線道路が通過しており、基幹交通の要衝であるため内陸型工業の立地等産業活動が活発である。また、蒲生スマートインターチェンジが開設し、更なる経済活動の活性化に寄与するものと期待される。今後とも産業活動を支援するため、増大すると予想される交通量に対応できる広域交通ネットワークの充実・強化を図る。	３－２　都市施設の整備に関する方針 (1)交通施設の整備の方針 ①基本方針 ◆広域交通ネットワークの充実･強化 本区域には、名神高速道路、一般国道８号、307 号、421 号、477 号等の広域幹線道路が通過しており、基幹交通の要衝であるため内陸型工業の立地等産業活動が活発である。今後とも産業活動を支援するため、増大すると予想される交通量に対応できる広域交通ネットワークの充実・強化を図る。 また、JR 東海道本線や近江鉄道線等の鉄道ネットワークは、京阪神エリア間との通勤・通学等の移動を支えており、区域内での定住・移住人口の維持・増加にも寄与することから、これらの利便性の維持・向上を図る。
◆市街地及び地域間交通を支える道路網の形成 本区域では、幹線道路整備の遅れもあり、整備された道路に交通が集中し、一部の区間に渋滞が生じている。このため、市街地内外交通の混雑解消を図るため、交通渋滞箇所の優先的整備や骨格幹線道路整備を効率的かつ計画的に行う。また、本区域に分散する市街地及び商業拠点、産業拠点、拠点集落等を相互に連絡する地域間交通ネットワークの充実・強化を図る。 更に、地域情報の発信や人とまちの交流による地域の活性化を図るため「道の駅」の活用を検討する。	◆市街地および地域間交通を支える道路網の形成 本区域では、幹線道路整備の遅れもあり、整備された道路に交通が集中し、一部の区間に渋滞が生じている。このため、市街地内外交通の混雑解消を図るため、交通渋滞箇所の優先的整備や骨格幹線道路整備を効率的かつ計画的に行う。また、本区域に分散する市街地および商業拠点、産業拠点、拠点集落等を相互に連絡する地域間交通ネットワークの充実・強化を図る。 さらに、「道の駅」の活用により地域情報の発信や人とまちの交流による地域の活性化を図る。
◆人に優しくゆとりと潤いのある道路の整備 歩行者・自転車が利用しやすい安全快適な道路整備を図るとともに、周辺環境と一帯となってゆとりや潤いが感じられる道路環境を創造するため、市街地などにおいて、緑豊かで景観に配慮した道路整備を進める。	◆人に優しくゆとりと潤いのある交通ネットワークの整備 市街地内において「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを実現するため、ウォーカブルな人中心の空間への転換を図る。歩行者・自転車が利用しやすい安全快適なネットワークの整備を図るとともに、周辺環境と一帯となってゆとりや潤いが感じられる道路環境を創造するため、市街地などにおいて、緑豊かで景観に配慮した道路整備を進める。 また、自転車で琵琶湖を一周する「ビワイチ」は令和元年 11 月に第１次ナショナルサイクルルートの指定を受けており、地域活性化に向け、安全安心で快適にサイクリングを楽しむことができる自転車通行空間整備を引き続き進めていくとともに、湖岸周辺から離れた県内各地の観光地等を周遊する「ビワイチ・プラス」の整備を推進する。
◆利用しやすい公共交通体系の確立 円滑な都市活動を維持推進し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、大量輸送機関である鉄道の有効活用と適切なバスサービスの確保・維持、鉄道駅等へのアクセスおよび乗り換え機能の改善に努める必要がある。ユニバーサルデザインによる歩行環境面も含めた鉄道駅等へのアクセスの改善、パークアンドライドの検討も含めた交通結節機能の強化、文化・福祉・商業施設の配置を考慮した、機能的なネットワーク化を図る。	◆利用しやすい公共交通体系の確立 円滑な都市活動を維持推進し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、公共交通軸である鉄道の利便性の維持・向上と適切なバスサービスの確保・維持、鉄道駅等へのアクセスおよび乗り換え機能の改善に努める必要がある。ユニバーサルデザインによる歩行環境面も含めた鉄道駅等へのアクセスの改善、拠点間を結ぶバスの活用など、多様な交通手段に対応した道路整備の検討も含めた交通結節機能の強化、文化・福祉・商業施設の配置を考慮した、機能的なネットワーク化を図る。また、需要に対応した効率的なコミュニティバス等の運行等、公共交通の利用促進する新たなサービス提供につ

旧	新
	いても検討する。
◆都市計画道路の見直し検討 計画決定から長期間経過し、整備のめどが立たない路線については、当該地域における住民等のニーズ、代替交通処理の可能性、既存の道路網や土地利用との整合性、目的達成のための有効な計画内容の妥当性、実現性等を勘案した見直し（廃止・規格変更など）を進めており、今後も必要に応じた見直しを図っていくものとする。	◆都市計画道路の見直し検討 計画決定から長期間経過し、整備のめどが立たない路線については、当該地域における住民等のニーズ、代替交通処理の可能性、既存の道路網や土地利用との整合性、目的達成のための有効な計画内容の妥当性、実現性等を勘案した見直し（廃止・規格変更など）を進めており、今後も必要に応じた見直しを図っていくものとする。
②主要な施設の配置、整備の方針	②主要な施設の配置、整備の方針
ａ）道路 ・広域交通ネットワークを充実・強化するため、名神名阪連絡道路の整備に向けた調査を進める。 ・各市町を縦貫する一般国道８号等の広域幹線道路の充実に向けた整備推進を図る。 ・各市町の市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備を促進する。 ・市街地部を中心に、潤いと景観に配慮した道路整備を促進する。	a)道路 ・広域交通ネットワークを充実・強化するため、名神名阪連絡道路の整備に向けた調査を進める。 ・各市町を縦貫する一般国道８号等の広域幹線道路の充実に向けた整備推進を図る。 ・一般国道８号バイパスの計画・整備促進を図る。 ・各市町の市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備を促進するとともに安全的な人流・物流の確保に向けて、被災時の通行止めも考慮し、ダブルネットワーク化による代替路確保を行う。 ・市街地部を中心に、潤いと景観に配慮した道路整備を促進する。
ｂ）鉄道・バス等 ・ＪＲ東海道本線や近江鉄道、バス等の公共交通機関の利便性向上を促進するとともに、公共交通機関の利用を支援する道路および駅前広場、駐車場、駐輪場等の整備を促進する。また、びわこ京阪奈線（仮称）鉄道構想の推進を図る。 ・近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町においては、住民のニーズに的確に対応したコミュニティバスの運行に努める。	b)鉄道・バス等 ・ＪＲ東海道本線や近江鉄道線、バス等について、交通事業者との連携の下、運行本数の増加など利用しやすいダイヤの設定による利便性の維持・向上を図る。また、駅へのアクセス性の向上、駅前広場等の賑わい空間整備、待合環境の快適性向上、バス路線やレンタサイクルなど他の交通モードとの接続を向上させるなど、駅の魅力・利便性向上を図るための整備を推進する。また、びわこ京阪奈線（仮称）鉄道構想の推進を図る。 ・近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町においては、住民のニーズに的確に対応したコミュニティバス等の運行に努める。
ｃ）その他 ・ユニバーサルデザインによる歩道・自転車道の整備や交通結節点等でのエレベーター・エスカレーターの設置など、人に優しい環境整備を進める。	c)その他 ・ユニバーサルデザインによる歩道・自転車道の整備や交通結節点等でのエレベーター・エスカレーターの設置など、人に優しい環境整備を進める。

旧

③主要な施設の整備目標

本区域における交通施設のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

種別	名称	整備区間等	備考
道路事業 ：改築系	国道 477 号	古川野村	事業化検討
	大津能登川長浜線	安土・能登川	実施中
	近江八幡竜王線	岩倉バイパス	実施中
	大津守山近江八幡線	中部湖東幹線	着手予定
	土山蒲生近江八幡線	鎌掛	事業化検討
		羽田バイパス	事業化検討
	栗見八日市線	垣見	事業化検討
	下羽田市辺線	三津屋バイパス	実施中
	日野徳原線	内池バイパス	実施中
	佐生五個荘線	川並	実施中
		五個荘金堂	事業化検討
	五個荘八日市線	愛知川左岸提	実施中
	栗見新田安土線	下豊浦	事業化検討
	西明寺安部居線	佐久良	実施中
	伊庭円山線	白王	実施中・完了予定
	神郷彦根線	川原	実施中
道路事業： 交通安全系 （歩道整備）	国道 307 号	別所	事業化検討
	国道 421 号	林田	事業化検討
	国道 477 号	蒲生堂	事業化検討
		山之上	着手予定
		西横関	事業化検討
	大津能登川長浜線	音羽	着手予定
		西庄	実施中
	彦根八日市甲西線	中野	着手予定
	石原八日市線	今堀	事業化検討
	栗見八日市線	建部日吉	実施中
		乙女浜	着手予定
	小口川守線	小口	着手予定
	小脇西生来線	内野	着手予定
	八日市五個荘線	建部日吉	着手予定
	大房東横関線	若宮	実施中
	桜川西中在寺線	桜川西	実施中・完了予定
道路事業： 交通安全系 （交差点改良）	国道 477 号	小口	事業化検討
	彦根八日市甲西線	山之上	着手予定
	大津守山近江八幡線	多賀町	着手予定

新

③主要な施設の整備目標

本区域における交通施設のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

種別	名称	整備区間等	備考
道路 ：ネットワーク整備事業	一般国道 477 号	古川町・野村	着手時期検討
		薬師	実施中・完了予定
	大津能登川長浜線	安土町	着手予定
	近江八幡竜王線	千僧供町・倉橋部町	実施中・完了予定
		庄・林	着手時期検討
	大津守山近江八幡線	野村	着手予定
		水茎町・大房町	着手時期検討
	土山蒲生近江八幡線	鎌掛	実施中・完了予定
		中羽田町・馬淵町	着手予定
		市子沖町・合戸	着手予定
	栗見八日市線	垣見町	着手時期検討
	下羽田市辺線	上平木町・柏木町	実施中
	日野徳原線	内池	着手時期検討
	佐生五個荘線	川並町・石塚町	実施中・完了予定
	五個荘八日市線	愛知川左岸提	実施中・完了予定
	栗見新田安土線	大中町・下豊浦	着手時期検討
	西明寺安部居線	安部居	着手時期検討
	一般国道 307 号	平柳町	実施中
	彦根八日市甲西線	勝堂町・南菩提寺町	着手時期検討
	近江八幡守山線	上田町・若宮町	着手予定
	佐生今線	神郷町・川並町	着手予定
	雨降野今在家八日市線	中岸本町・神田町	実施中
道路： 道路空間整備事業	一般国道 307 号	別所	着手時期検討
	一般国道 421 号	林田町	着手時期検討
	一般国道 477 号	鏡	着手時期検討
		山之上	実施中・完了予定
		下麻生町・市子沖町	着手予定・完了予定
		上野町・安養寺町	着手予定

旧			
街路事業	（都）近江八幡能登川線 （大津能登川長浜線）	伊庭・山路 能登川	実施中・完了予定 着手予定
国事業	国道８号	築瀬・長野地区 交差点改良	―
市町事業	若宮上田線	―	実施中
	八木古川線	―	実施中
	金剛寺中屋線	―	実施中
	牧元水茎線	―	着手予定
	西元土田線	土田	着手予定
	黒橋八木線	黒橋	着手予定
	武佐老蘇線	武佐西生来	着手予定
		西生来老蘇	事業化検討
	馬淵上田線	―	着手予定
	（都）小今建部上中線	聖徳	実施中・完了予定
	（都）上中緑町小今線	今崎	着手・完了予定
	（都）中学校線	垣見	実施中・完了予定
	能登川北部線	佐生	着手・完了予定
	中学校大塚線	市子川原	実施中・完了予定
	（都）尻無愛知川線	八日市金屋	着手予定
	（都）JR 東口線	本町	着手予定
	西大路鎌掛線	西大路・鎌掛	実施中・完了予定
	奥之池線	佐久良	実施中・完了予定
	山面鏡西線	山面・鏡	着手・完了予定
	西川ため池線	西川	事業化検討
	殿山線	山之上	実施中
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	近江鉄道	―	実施中

※ 道路については、平成 30 年（2018 年）３月策定の滋賀県道路整備アクションプログラムを参照している。

新			
	大津能登川長浜線	田中江町	着手時期検討
		西庄町	実施中
	彦根八日市甲西線	中野町	実施中
	石原八日市線	今堀町	着手時期検討
	栗見八日市線	建部日吉町	実施中・完了予定
		乙女浜町	実施中・完了予定
	小口川守線	小口	実施中
	八日市五個荘線	建部日吉町	実施中・完了予定
		山本・北町屋町	着手予定・完了予定
	大房東横関線	若宮町	実施中・完了予定
	近江八幡守山線	上野町	着手予定
	高木八日市線	芝原町・下二俣町	着手時期検討
道路：国事業	一般国道８号	築瀬・長野地区 交差点改良	実施中・完了予定
		西横関地区 交差点改良	実施中・完了予定
		馬淵町地区 歩道整備	―
道路：市町事業	八木古川線	―	実施中・完了予定
	金剛寺中屋線	―	着手時期検討
	西元土田線	土田	着手予定・着手時期検討
	黒橋八木線	黒橋	着手予定
	武佐老蘇線	武佐町・西生来町	着手予定
		西生来町・老蘇	実施中・着手時期検討
	馬淵上田線	―	実施中・着手時期検討
	上中緑町小今線	今崎町	実施中・着手予定・完了予定
	（都）尻無愛知川線	八日市金屋	着手予定
	（都）JR 東口線	垣見町	着手予定
	西大路鎌掛線	西大路町・鎌掛	実施中
	山面鏡西線	鏡	実施中・完了予定
	西川ため池線	西川	着手時期検討
	（仮称）八日市北部線	神田町	着手時期検討
	糠塚小脇線	小脇町	着手時期検討
	妹市ケ原線	下中野町	実施中
	小川林能登川線	山路町	実施中・着手時期検討
	小御門十禅師線	小御門・内池	実施中
	山中谷田線	山中	着手予定

旧	新
	鉄道 / 近江鉄道線利便性向上・再整備事業 / 全線 / 実施中 ※ 道路については、令和5年（2023 年）3月策定の滋賀県道路整備アクションプログラムを参照している。
（２）下水道および河川の整備の方針 ①基本方針 ａ）下水道 下水道については、健康で快適な生活環境の確保や河川等の公共用水域における水質の保全を図るため、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画」（湖南中部処理区）整合を図りつつ、公共下水道の事業を促進する。 また、市街地の雨水排水のための雨水管渠等の整備を推進する。	(2)下水道および河川の整備の方針 ①基本方針 a)下水道 下水道については、健康で快適な生活環境の確保や河川等の公共用水域における水質の保全を図るため、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画（令和元年６月改定)」との整合を図りつつ、公共下水道の事業を促進する。 また、市街地の雨水排水のための雨水管渠等の整備を推進する。
ｂ）河川 河川については、「淀川水系東近江圏域河川整備計画」（平成22年７月策定）に基づき、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた整備を推進する。	b)河川 河川については、「淀川水系東近江圏域河川整備計画（令和６年３月改定)」に基づき、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた整備を推進する。
②主要な施設の配置、整備の方針 ａ）下水道 本区域の下水道については、分流式とする。琵琶湖流域下水道事業計画（湖南中部処理区）および各市町の下水道事業計画との整合を図りながら、公共下水道の未整備箇所について計画に従って事業の進捗を図り、都市住民の快適な生活環境の確保と河川等の水質の保全および浸水被害の防除に努める。	②主要な施設の配置、整備の方針 a)下水道 本区域の下水道については、分流式とする。琵琶湖流域下水道事業計画（湖南中部処理区）および各市町の下水道事業計画との整合を図りながら、公共下水道の未整備箇所について計画に従って事業の進捗を図り、都市住民の快適な生活環境の確保と河川等の水質の保全および浸水被害の防除に努める。
ｂ）河川 「淀川水系東近江圏域河川整備計画」に基づき、河川環境を保全しつつ治水上の安全性を確保するため、多自然川づくりなどの手法を用いて、各河川の実情にあわせた改修事業を促進するとともに、河川環境上必要な箇所については保全・再生に配慮する。 砂防指定地内を流れる河川については、土砂災害特別警戒区域等の指定により警戒避難態勢の確立をはかりつつ、砂防施設の建設を行い、総合的な治水対策を推進する。	b)河川 「淀川水系東近江圏域河川整備計画」に基づき、河川環境を保全しつつ治水上の安全性を確保するため、多自然川づくりなどの手法を用いて、各河川の実情にあわせた改修事業を促進するとともに、河川環境上必要な箇所については保全・再生に配慮する。 砂防指定地内を流れる河川については、土砂災害特別警戒区域等の指定により警戒避難体制の確立をはかりつつ、砂防施設の建設を行い、総合的な治水対策を推進する。
③主要な施設の整備目標 ａ）下水道 本区域における下水道のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。	③主要な施設の整備目標 a)下水道 本区域における下水道のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

旧	新

【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

種別	名称等	事業地	備考
下水道	日野第二幹線	近江八幡市～竜王町	実施中
	日野北幹線	東近江市～日野町	実施中
	近江八幡市公共下水道	近江八幡市	実施中
	東近江市公共下水道	東近江市	実施中
	日野町公共下水道	日野町	実施中
	竜王町公共下水道	竜王町	実施中

ｂ） 河川

本区域における河川のうち、現在実施している主要な事業は次のとおりである。

【現在実施している主要な事業】

種別	名称等	事業地
河川	愛知川	東近江市
	日野川	近江八幡市、竜王町
	長命寺川	近江八幡市
	八日市新川	東近江市
	蛇砂川	近江八幡市、東近江市
	西の湖（河川環境整備）	近江八幡市

（３） その他の都市施設の整備の方針

①基本方針

ａ） 上水道

上水道については、水道整備がほぼ完了しているものの、引き続き良質の水を安定供給していくため、水源の確保および水質の保全、施設の更新・改良に努める。

ｂ） 汚物処理場

汚物処理場については、汚水処理施設の整備等とあわせて、琵琶湖の水質の保全を図るなどのため、適切な維持管理に努める。

ｃ） 廃棄物処理施設

循環型社会の構築を図り、廃棄物の適正処理、資源の再利用、ごみの減量化などの各種施策および施設の整備について「第四次滋賀県廃棄物処理計画（平成28年７月策定）」、および市町等の策定する「一般廃棄物処理計画」に基づき推進していく。なお、ごみ焼却場等の施設についてはダイオキシン類による環境汚染の防止に関する責務を実行する。

ｄ） 教育・文化施設

教育・文化施設については、教育の充実、教養の増進を図る上で重要であるた

【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

種別	名称等	事業地	備考
下水道	日野第二幹線	近江八幡市～竜王町	実施中
	日野北幹線	東近江市～日野町	実施中
	近江八幡市公共下水道	近江八幡市	実施中
	東近江市公共下水道	東近江市	実施中
	日野町公共下水道	日野町	実施中
	竜王町公共下水道	竜王町	実施中

b)河川

本区域における河川のうち、現在実施している主要な事業は次のとおりである。

【現在実施している主要な事業】

種別	名称等	事業地
河川	愛知川	東近江市
	日野川	近江八幡市、竜王町
	長命寺川	近江八幡市
	八日市新川	東近江市
	蛇砂川	近江八幡市、東近江市
	西の湖（河川環境整備）	近江八幡市

(3)その他の都市施設の整備の方針

①基本方針

a)上水道

上水道については、水道整備がほぼ完了しているものの、引き続き良質の水を安定供給していくため、水源の確保および水質の保全、施設の更新・改良に努める。

b)汚物処理場

汚物処理場については、汚水処理施設の整備等とあわせて、琵琶湖の水質の保全を図るなどのため、適切な維持管理に努める。

c)廃棄物処理施設

循環型社会の構築を図り、廃棄物の適正処理、資源の再利用、ごみの減量化などの各種施策および施設の整備について「第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和３年７月策定）」、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（平成11年３月策定）」および市町等の策定する「一般廃棄物処理計画」に基づき推進していく。なお、ごみ焼却場等の施設についてはダイオキシン類による環境汚染の防止に関する責務を実行する。

d)教育･文化施設

教育・文化施設については、教育の充実、教養の増進を図る上で重要であるため、そ

旧	新
め、その適正な配置や機能の維持・充実に努める。	の適正な配置や機能の維持・充実に努める。
ｅ）医療・社会福祉施設 高齢社会を踏まえ、高齢者や障害者を始め、必要な人が利用しやすい、医療・社会福祉施設の整備を進めるとともに、その適正は配置や機能の維持・充実に努める。	**e)医療･社会福祉施設** 高齢社会を踏まえ、高齢者や障害者を始め、必要な人が利用しやすい、医療・社会福祉施設の整備を進めるとともに、その適正は配置や機能の維持・充実に努める。
ｆ）市場、火葬場 市場については、日常物資に関する効率的な機能を確保するため、適切な卸売り機能の維持・充実に努める。 火葬場については、需要の動向を見極めながら、適切な機能の確保に努める。	**f)市場､火葬場** 市場については、日常物資に関する効率的な機能を確保するため、適切な卸売り機能の維持・充実に努める。 火葬場については、需要の動向を見極めながら、適切な機能の確保に努める。
②主要な施設の配置、整備の方針 **ａ）上水道** 上水道については、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町に浄水場または水源地あるいはポンプ場があり、これら施設等の維持・充実に努める。	**②主要な施設の配置､整備の方針** **a)上水道** 上水道については、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町に浄水場または水源地あるいはポンプ場があり、これら施設等の維持・充実に努める。
ｂ）汚物処理場 汚物処理場については、近江八幡市新し尿処理場および八日市衛生公苑（八日市布引ライフ組合立衛生センター）の２箇所があり、汚物処理場の適切な維持管理に努めることにより、汚水処理施設の整備等とあわせて、琵琶湖における環境基準をできるだけ速やかに達成できるように取り組んでいく。	**b)汚物処理場** 汚物処理場については、近江八幡市新し尿処理場および八日市衛生公苑（八日市布引ライフ組合立衛生センター）の２箇所があり、汚物処理場の適切な維持管理に努めることにより、汚水処理施設の整備等とあわせて、琵琶湖における環境基準をできるだけ速やかに達成できるように取り組んでいく。
ｃ）廃棄物処理施設 ごみ焼却場およびごみ処理場については、近江八幡市一般廃棄物処理場（近江八幡市環境エネルギーセンター)、中部清掃組合日野清掃センター、中部清掃組合能登川清掃センター粗大ごみ処理場の３箇所が整備済みであり、今後とも適切な維持管理に努めるとともに、環境への十分な配慮を行いながら適正な機能の確保のため施設・設備の更新を図る。	**c)廃棄物処理施設** ごみ焼却場およびごみ処理場については、近江八幡市一般廃棄物処理場（近江八幡市環境エネルギーセンター)、中部清掃組合日野清掃センター、中部清掃組合能登川清掃センター粗大ごみ処理場の３箇所が整備済みであり、今後とも適切な維持管理に努めるとともに、環境への十分な配慮を行いながら適正な機能の確保のため施設・設備の更新を図る。
ｄ）教育・文化施設 教育文化施設については、八日市文化会館（東近江市立八日市文化芸術会館)、があり、施設の維持・改善、適切な運用に努めるとともに、文化ニーズに対応できるよう都市拠点への再配置も検討する。	**d)教育･文化施設** 教育文化施設については、八日市文化会館（東近江市立八日市文化芸術会館）があり、施設の維持・改善、適切な運用に努めるとともに、文化ニーズに対応できるよう都市拠点への再配置も検討する。
ｅ）医療・社会福祉施設 医療施設については近江八幡市立総合医療センター、国立病院機構東近江総合医療センター、東近江市立能登川病院等の地域の中核的医療施設があり、施設の維持・改善、機能の充実に努める。 福祉施設については、近江八幡市総合福祉センター「ひまわり館」、東近江市福祉センターハートピア、東近江市保健子育て複合施設「ハピネス」、介護老人	**e)医療･社会福祉施設** 医療施設については近江八幡市立総合医療センター、国立病院機構東近江総合医療センター、東近江市立能登川病院等の地域の中核的医療施設があり、施設の維持・改善、機能の充実に努める。 福祉施設については、近江八幡市総合福祉センター「ひまわり館」、東近江市福祉センターハートピア、東近江市保健子育て複合施設「ハピネス」、介護老人保健施設ケア

旧	新
保健施設ケアセンター蒲生野、竜王町保健センター等があり、施設の維持・改善、機能の充実に努める。	センター蒲生野、竜王町保健センター等があり、施設の維持・改善、機能の充実に努める。
ｆ）市場、火葬場 市場については、東近江市に八日市公設地方卸売市場、近江八幡市に滋賀食肉センター卸売市場および滋賀食肉センターと畜場が立地しており、現状分析を的確に行いながら機能の充実に努める。 火葬場については、近江八幡市に近江八幡市火葬場、東近江市に八日市布引組合立布引斎苑があり、環境への配慮を充実させるとともに、施設の適切な維持管理と能力向上に努める。	f)市場、火葬場 市場については、東近江市に八日市公設地方卸売市場、近江八幡市に滋賀食肉センター卸売市場および滋賀食肉センターと畜場が立地しており、現状分析を的確に行いながら機能の充実に努める。 火葬場については、近江八幡市に近江八幡市火葬場、東近江市に八日市布引組合立布引斎苑があり、環境への配慮を充実させるとともに、施設の適切な維持管理と能力向上に努める。
３－３ 市街地整備に関する方針 （１）主要な市街地整備の方針 ①市街地整備の抱える課題 本区域では、各市町の古くからの市街地や農村集落などで、公園の不足（市街化区域内の都市公園面積：2.83㎡／人、都市計画区域内の都市公園面積：4.45㎡／人）や幅員の狭い道路が多いこと、市街地内に点在する低未利用地、農地などの空閑地の存在など、防災面や居住環境面の課題を抱えている。 また、本区域では旧街道沿いの一部や河川、湖沿いの一部に地域特性の感じられる空間が残っており、この地域資源を活かした個性あるまちづくりが課題となっている。	３−３ 市街地整備に関する方針 (1)主要な市街地整備の方針 ①市街地整備の抱える課題 本区域では、各市町の古くからの市街地や農村集落などで、公園の不足（市街化区域内の都市公園面積：3.40㎡／人、都市計画区域内の都市公園面積：5.31㎡／人）や歩道を含め幅員の狭い道路が多いこと、市街地内に点在する低未利用地、農地などの空閑地の存在など、防災面や居住環境面の課題を抱えている。 また、本区域では旧街道沿いの一部や河川、湖沿いの一部に地域特性の感じられる空間が残っており、この地域資源を活かした個性あるまちづくりが課題となっている。
②市街地整備の方針 市街地内空閑地については、土地区画整理事業などにより計画的な整備を推進し、活力低下が見られる商業地ならびに建物の老朽化等が見られる住宅地については、計画的な再整備による市街地開発を推進し、都市機能および居住環境の向上を図る。 また、琵琶湖や西の湖などの湖沿い、八幡川や日野川などの河川沿い等の水・緑資源、中山道沿いや近江商人が残した歴史ある町家などの歴史・文化資源を保全・活用し、魅力の向上と交流を促す空間形成を図り、多くの人が訪れ親しめるまちづくりを図る。 これらの市街地の整備にあたっては、可能な限り、避難地・避難路や延焼遮断帯の機能を確保するなど防災性を向上させるとともに、路面や宅地における雨水の浸透性の向上等流域に対する負荷を小さくするなどの環境面・治水面への配慮や良好な景観の形成に努めるものとする。	②市街地整備の方針 市街地内空閑地については、土地区画整理事業などにより計画的な整備を推進し、活力低下が見られる商業地ならびに建物の老朽化等が見られる住宅地については、計画的な再整備による市街地開発を推進し、都市機能および居住環境の向上を図る。 また、鉄道駅周辺や観光・商業地等においてウォーカブルな人中心の空間への転換を推進し、公共投資と民間投資の好循環を生み出して、歩いて楽しい魅力的な市街地の形成を図る。 さらに、琵琶湖や西の湖などの湖沿い、八幡川や日野川などの河川沿い等の水・緑資源、中山道沿いや近江商人が残した歴史ある町家などの歴史・文化資源を保全・活用し、魅力の向上と交流を促す空間形成を図り、多くの人が訪れ親しめるまちづくりを図る。 これらの市街地の整備にあたっては、可能な限り、避難地・避難路や延焼遮断帯の機能を確保するなど防災性を向上させるとともに、路面や宅地における雨水の貯留・浸透性の向上等、流域に対する負荷を小さくするなどの環境面・治水面への配慮や良好な景観の形成に努めるものとする。
（２）市街地整備の目標 本区域における市街地のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的に平成37年（2025年）までに実施することを予定している事業はない。	(2)市街地整備の目標 本区域における市街地のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定している主要な事業は次のとおりとする。 【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

旧

３－４　自然的環境の整備または保全に関する方針

（１）基本方針

①自然的環境の特徴と保全および整備の基本方針

本区域には、琵琶湖国定公園である琵琶湖や湖岸、西の湖周辺、伊庭内湖周辺、長命寺山、八幡山および繖山、県立自然公園である雪野山周辺、風致地区である箕作山、布施山、鈴鹿国定公園である綿向山などの山林等、豊かな自然環境が存在している。また、鈴鹿山脈に源を発する日野川、愛知川等の流域に広がる農地、その中に散在する丘陵地が形成する美しい田園景観も展開されている。

これらの豊かな自然と共生する都市づくりを進めるため、市街地や集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、自然環境を適正に保全する。また、自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、琵琶湖や河川の水辺、里山や市街地後背の山林、その間に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。

また、潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な整備を進める。

②計画水準

都市計画区域および市街化区域に対して、緑地（注１）として確保する目標水準は次表のとおりとする。

【緑地の確保目標水準】

	平成22年（2010年）	平成37年（2025年）
緑地の確保目標量	おおむね 7,014ha	おおむね 7,166 ha
都市計画区域に対する割合	17.6%	おおむね 18.0%
市街化区域に対する割合	202.2%	おおむね 200.7%

また、本区域において、都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の都市計画区域内人口一人あたりの目標水準は、次表のとおりとする。

【都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の目標水準】

	平成 22 年（2010 年）	平成 37 年（2025 年）
都市計画区域内人口 一人あたりの目標水準	4.9 ㎡/人	8.0 ㎡/人

新

市町名	地区名	事業手法	面積(ha)	備考
東近江市	八日市駅前地区	社会資本整備総合交付金事業	41.2	実施中
竜王町	中心核地区	社会資本整備総合交付金事業	8.7	実施中

3－4 自然的環境の整備または保全に関する方針

(1)基本方針

①自然的環境の特徴と保全および整備の基本方針

本区域には、琵琶湖国定公園である琵琶湖や湖岸、西の湖周辺、伊庭内湖周辺、長命寺山、八幡山および繖山、県立自然公園である雪野山周辺、風致地区である箕作山、布施山、鈴鹿国定公園である綿向山などの山林等、豊かな自然環境が存在している。また、鈴鹿山脈に源を発する日野川、愛知川等の流域に広がる農地、その中に散在する丘陵地が形成する美しい田園景観も展開されている。

これらの豊かな自然と共生する都市づくりを進めるため、市街地や集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、自然環境を適正に保全する。また、自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、琵琶湖や河川の水辺、里山や市街地後背の山林、その間に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。

また、潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な整備を進める。

②計画水準

都市計画区域および市街化区域に対して、緑地（注１）として確保する目標水準は次表のとおりとする。

【緑地の確保目標水準】

	令和2年(2020 年) (基準年)	令和 17 年(2035 年) (15 年後)
緑地の確保目標量	おおむね 7,340ha	おおむね 7,567ha
都市計画区域に対する割合	18.4%	おおむね 19.0%
市街化区域に対する割合	211.6%	おおむね 218.2%

また、本区域において、都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の都市計画区域内人口一人あたりの目標水準は、次表のとおりとする。

【都市計画公園･緑地等の施設として整備すべき緑地の目標水準】

	令和2年(2020 年) (基準年)	令和 17 年(2035 年) (15 年後)
都市計画区域内人口 一人あたりの目標水準	5.3 ㎡/人	8.0 ㎡/人

旧	新
（注１）緑地：都市計画公園・緑地等、風致地区、保安林および自然公園特別地域等。	（注１）緑地：都市計画公園・緑地等、風致地区、保安林および自然公園特別地域等。
（２）主要な緑地の配置、整備の方針 本区域においては、現在ある豊かな緑と水の存在や、歴史・文化資源を活かしたまちづくりの推進を念頭に、緑地の配置計画にあたっては、主として環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統、その他の系統の５つの系統毎に緑地の適切な整備、保全を図る。	**(2)主要な緑地の配置、整備の方針** 本区域においては、現在ある豊かな緑と水の存在や、歴史・文化資源を活かしたまちづくりの推進を念頭に、緑地の配置計画にあたっては、主として環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統、その他の系統の５つの系統毎に緑地の適切な整備、保全を図る。
①環境保全系統	**①環境保全系統**
ａ）地域全体 本区域は、琵琶湖をはじめとして愛知川、日野川の二大河川、市街地を流れる中小河川、西の湖などの内湖、布施溜などのため池等、多様な生き物が生息する豊かな水域が存在している。これら水域に面する水辺部一体は独特の景観を生み出すとともにオープンスペースの配置において骨格となる緑地軸を形成しており、水際空間として保全・活用するとともに、これらを軸とした環境空間の形成に向け、緑地の配置を行う。	**a)地域全体** 本区域は、琵琶湖をはじめとして愛知川、日野川の二大河川、市街地を流れる中小河川、西の湖などの内湖、布施溜などのため池等、多様な生き物が生息する豊かな水域が存在している。これら水域に面する水辺部一体は独特の景観を生み出すとともにオープンスペースの配置において骨格となる緑地軸を形成しており、水際空間として保全・活用するとともに、これらを軸とした環境空間の形成に向け、緑地の配置を行う。
②レクリエーション系統	**②レクリエーション系統**
ａ）地域全体 広域的なスポーツニーズや本区域の有する豊かな水と緑を活かしたレクリエーションニーズに応えるため、都市基幹公園（注２）である近江八幡運動公園（近江八幡市立運動公園）、布引運動公園、竜王町総合運動公園、近江八幡市健康ふれあい公園、自然公園内にある滋賀県希望が丘文化公園の整備・充実を図るとともに、愛知川緑地・日野川緑地・佐久良川緑地、北の庄沢緑地、琵琶湖岸（能登川地区）緑地等の緑地の整備・保全を図る。	**a)地域全体** 広域的なスポーツニーズや本区域の有する豊かな水と緑を活かしたレクリエーションニーズに応えるため、都市基幹公園（注２）である近江八幡運動公園（近江八幡市立運動公園）、東近江市総合運動公園、竜王町総合運動公園、近江八幡市健康ふれあい公園、自然公園内にある滋賀県希望が丘文化公園の整備・充実を図るとともに、愛知川緑地・日野川緑地・佐久良川緑地、北の庄沢緑地、琵琶湖岸（能登川地区）緑地等の緑地の整備・保全を図る。
ｂ）市街地 住民の身近な憩いの場、安心して遊べる場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園（注３）を人口や土地利用の動向および都市施設の配置を勘案して適切に配置する。	**b)市街地** 住民の身近な憩いの場、安心して遊べる場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園（注３）を人口や土地利用の動向および都市施設の配置を勘案して適切に配置する。
③防災系統 本区域では、鈴鹿西縁断層帯や琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や、南海トラフ地震による被害が懸念されることから、防災対策を進める必要がある。	**③防災系統** 近年の異常気象による豪雨などにより災害が激甚化・頻発化しており、治水、土砂災害防止対策、ため池等の防災減災対策などの予防的防災対策が未整備の地域では、社会インフラのほか家屋や農地などに大きな被害が発生している。また、本区域では、鈴鹿西縁断層帯や琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や、南海トラフ地震による被害が懸念されることから、これらの状況を考慮した防災対策を進める必要がある。
ａ）自然地域 水害および土砂災害の防止のため、八幡山、箕作山等の山地をはじめ、水源かん養機能を有する森林および農地等のほか、遊水池として機能する河川沿いの農地等の保全を図る。	**a)自然地域** 水害および土砂災害の防止のため、八幡山、箕作山等の山地をはじめ、水源かん養機能を有する森林および農地等のほか、遊水池として機能する河川沿いの農地等の保全を図る。

旧	新
ｂ）市街地 地震、火災等の非常災害時における安全を確保するため、避難地、消防拠点、延焼防止のための公園・緑地を適正に配置する。	b)市街地 地震、火災等の非常災害時における安全を確保するため、避難地、消防拠点、延焼防止のための公園・緑地を適正に配置する。
④景観構成系統 ａ）自然地域 日野川、愛知川に挟まれた広大な田園地帯、琵琶湖周辺に広がる水郷とこれに注ぐ中小河川、また内陸部の丘陵地帯から琵琶湖湖辺部に至る範囲に散在する観音寺山、八幡山などの独立峰の織りなす風景は、本区域の代表的なふるさと景観となっている。これら原風景の維持・保全を図る。	④景観構成系統 a)自然地域 日野川、愛知川に挟まれた広大な田園地帯、琵琶湖周辺に広がる水郷とこれに注ぐ中小河川、また内陸部の丘陵地帯から琵琶湖湖辺部に至る範囲に散在する観音寺山、八幡山などの独立峰の織りなす風景は、本区域の代表的なふるさと景観となっている。これら原風景の維持・保全を図る。
ｂ）市街地 鉄道駅周辺や市役所・町役場、商店街周辺など、本区域を構成する各市町を代表する区域については、市街地整備とともに公共空地の確保と緑化に努め、自然景観の眺望にも配慮しつつ公共施設や建築物などと合わせた地域一帯の都市景観の形成に努める。	b)市街地 鉄道駅周辺や市役所・町役場、商店街周辺など、本区域を構成する各市町を代表する区域については、市街地整備とともに公共空地の確保と緑化に努め、自然景観の眺望にも配慮しつつ公共施設や建築物などと合わせた地域一帯の都市景観の形成に努める。
⑤その他の系統 ａ）地域全体 本区域には、観音寺城跡、安土城跡、老蘇の森などの史跡をはじめ、雪野山古墳や万葉集で著名な蒲生野などの文化財等が豊富に存在し、これらと一体になった良好な自然地が存在している。また、河辺いきものの森では、市民団体が中心となって河辺林を守り育て、環境学習や体験学習、また、それらを通じたコミュニケーションの場とするなどの新たな取り組みも生まれている。これらの地域では、優れた地域資源の保全・充実を図るとともに、水際空間と歴史・文化資源を結びネットワークの形成を図る。	⑤その他の系統 a)地域全体 本区域には、観音寺城跡、安土城跡、老蘇の森などの史跡をはじめ、雪野山古墳や万葉集で著名な蒲生野などの文化財等が豊富に存在し、これらと一体になった良好な自然地が存在している。また、河辺いきものの森では、市民団体が中心となって河辺林を守り育て、環境学習や体験学習、また、それらを通じたコミュニケーションの場とするなどの新たな取り組みも生まれている。これらの地域では、優れた地域資源の保全・充実を図るとともに、水際空間と歴史・文化資源を結びネットワークの形成を図る。
ｂ）市街地 各市町の商店街周辺や観光資源が集積する区域など、本区域内外から多くの人々が集まる区域については、観光資源等と一体的、総合的な施設・景観等の整備に努める。	b)市街地 各市町の商店街周辺や観光資源が集積する区域など、本区域内外から多くの人々が集まる区域については、観光資源等と一体的、総合的な施設・景観等の整備に努める。
（注２）都市基幹公園：都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。 具体的には、総合公園と運動公園によって構成される。 （注３）住区基幹公園：住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた、街区公園、近隣公園および地区公園が含まれる。	（注２）都市基幹公園：都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。具体的には、総合公園と運動公園によって構成される。 （注３）住区基幹公園：住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた、街区公園、近隣公園および地区公園が含まれる。
（３）実現のための具体の都市計画制度の方針 ①都市計画公園・緑地等の配置、整備方針	(3)実現のための具体の都市計画制度の方針 ①都市計画公園･緑地等の配置､整備方針

旧

本区域における都市計画公園・緑地等については、以下の方針に従い、配置および整備を進める。

【都市計画公園・緑地等の配置および整備方針】

公園緑地等の種別		配置および整備の方針
住区基幹公園		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進する。
その他の公園・緑地	運動公園	近江八幡運動公園（近江八幡市立運動公園）、布引運動公園、竜王町総合運動公園、近江八幡市健康ふれあい公園の整備・保全に努める。
	特殊公園	華岳山公園、法堂寺遺跡公園、土器公園、布施公園の整備・保全に努める。
	緑地	**愛知川緑地、日野川緑地、八幡川緑地、北之庄沢緑地、佐久良川緑地、琵琶湖岸（能登川地区）緑地等については、保全に努める。**

②風致地区等の指定方針

本区域における風致地区等については、以下の方針に従い指定する。

【風致地区等の指定方針】

種別	指定方針
風致地区	箕作山風致地区、布施山風致地区については、引き続き風致地区に指定し、その保全を図る。

（４）主要な緑地の確保目標

本区域における都市計画公園・緑地等のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

町名	種別	名称	備考
近江八幡市	運動公園	６・４・１近江八幡市健康ふれあい公園	事業中
日野町	近隣公園	３・４・１４　山王公園	予定

新

本区域における都市計画公園・緑地等については、以下の方針に従い、配置および整備を進める。

【都市計画公園･緑地等の配置および整備方針】

公園緑地等の種別		配置および整備の方針
住区基幹公園		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進する。
その他の公園･緑地	運動公園	近江八幡運動公園（近江八幡市立運動公園）、東近江市総合運動公園、竜王町総合運動公園、近江八幡市健康ふれあい公園の整備･保全に努める。
	特殊公園	華岳山公園、法堂寺遺跡公園、土器公園、布施公園の整備･保全に努める。
	緑地	愛知川緑地、日野川緑地、八幡川緑地、北之庄沢緑地、佐久良川緑地、琵琶湖岸（能登川地区）緑地等については、保全に努める。

②風致地区等の指定方針

本区域における風致地区等については、以下の方針に従い指定する。

【風致地区等の指定方針】

種別	指定方針
風致地区	箕作山風致地区、布施山風致地区については、引き続き風致地区に指定し、その保全を図る。

(4)主要な緑地の確保目標

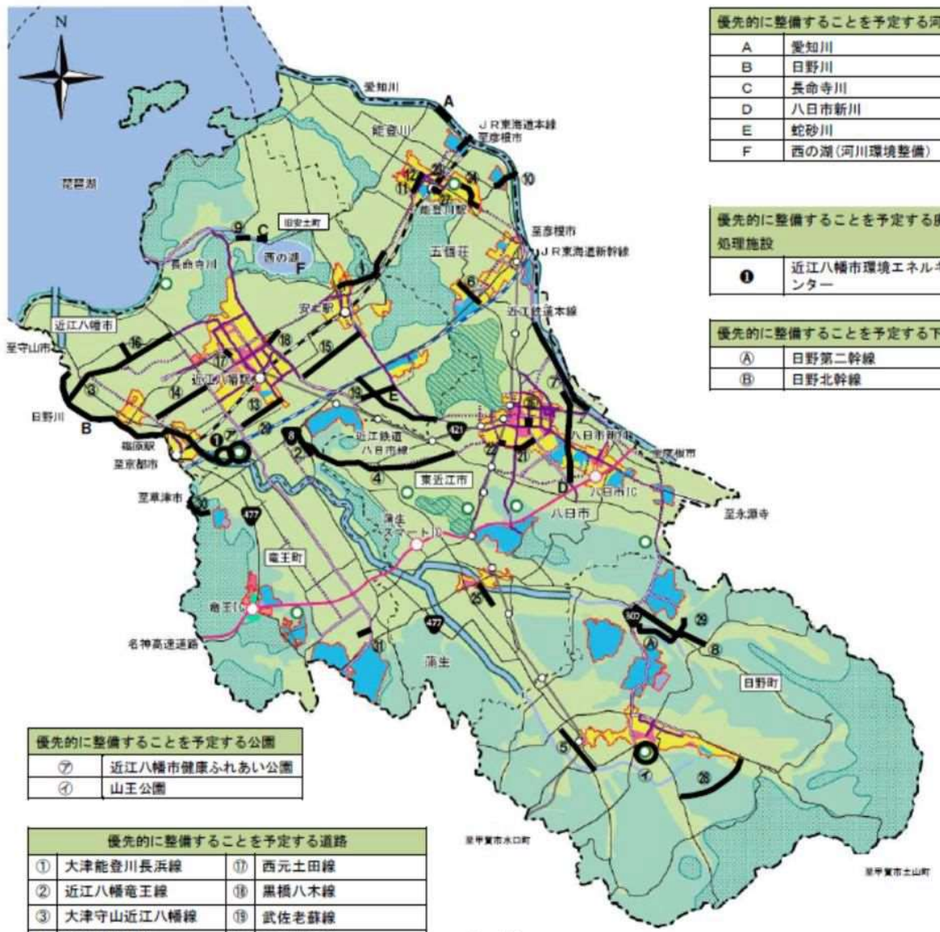
本区域における都市計画公園・緑地等のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

町名	種別	名称	備考
日野町	近隣公園	3･4･14　山王公園	予定

旧	新

都市施設の整備、市街地整備等に関わる方針図



優先的に整備することを予定する河川	
A	愛知川
B	日野川
C	長命寺川
D	八日市新川
E	蛇砂川
F	西の湖（河川環境整備）

優先的に整備することを予定する廃棄物処理施設	
❶	近江八幡市環境エネルギーセンター

優先的に整備することを予定する下水道	
Ⓐ	日野第二幹線
Ⓑ	日野北幹線

優先的に整備することを予定する公園	
㋐	近江八幡市健康ふれあい公園
㋑	山王公園

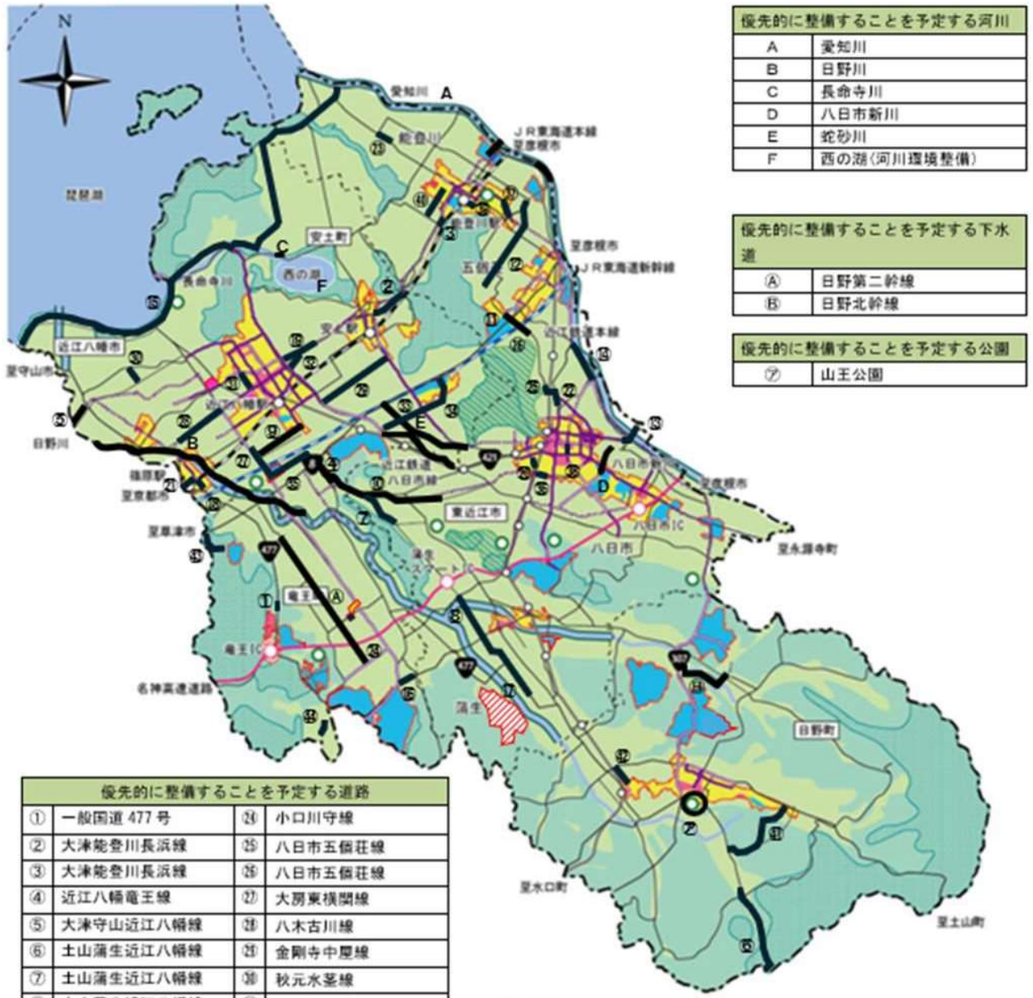
優先的に整備することを予定する道路			
①	大津能登川長浜線	⑰	西元土田線
②	近江八幡竜王線	⑱	黒橋八木線
③	大津守山近江八幡線	⑲	武佐老蘇線
④	下羽田市辺線	⑳	馬淵上田線
⑤	日野徳原線	㉑	（都）小今建部上中線
⑥	佐生五個荘線	㉒	（都）上中緑町小今線
⑦	五個荘八日市線	㉓	（都）中学校線
⑧	西明寺安部居線	㉔	能登川北部線
⑨	伊庭円山線	㉕	中学校大塚線
⑩	神郷彦根線	㉖	（都）尻無愛知川線
⑪	（都）近江八幡能登川線	㉗	（都）JR東口線
⑫	（都）近江八幡能登川線	㉘	西大路鎌掛線
⑬	若宮上田線	㉙	奥之池線
⑭	八木古川線	㉚	山面鏡西線
⑮	金剛寺中屋線	㉛	殿山線
⑯	牧元水茎線		

上記は「道路事業：改築事業」、街路事業、市町事業を記載。
（うち事業化検討路線は記載せず）

凡　例

- 都市計画区域界
- 行政区域界
- 市街化区域界
- 主要幹線道路（高速道路）
- 主要幹線道路
- 都市幹線道路
- 改良済
- 概成済
- 計画中
- ＪＲ線（東海道新幹線）
- ＪＲ線（東海道本線）
- 近江鉄道
- 住宅地
- 商業・業務地
- 工業・流通業務地
- 都市計画公園・緑地等
- 農用地等
- 自然地
- 緑地（風致地区）
- 緑地（保安林・自然公園特別地域）
- 河川・湖沼
- 優先的整備施設

都市施設の整備、市街地整備等に関わる方針図



優先的に整備することを予定する河川	
A	愛知川
B	日野川
C	長命寺川
D	八日市新川
E	蛇砂川
F	西の湖（河川環境整備）

優先的に整備することを予定する下水道	
Ⓐ	日野第二幹線
Ⓑ	日野北幹線

優先的に整備することを予定する公園	
㋐	山王公園

優先的に整備することを予定する道路			
①	一般国道 477 号	㉔	小口川守線
②	大津能登川長浜線	㉕	八日市五個荘線
③	大津能登川長浜線	㉖	八日市五個荘線
④	近江八幡竜王線	㉗	大房東横関線
⑤	大津守山近江八幡線	㉘	八木古川線
⑥	土山蒲生近江八幡線	㉙	金剛寺中屋線
⑦	土山蒲生近江八幡線	㉚	秋元水茎線
⑧	土山蒲生近江八幡線	㉛	西元土田線
⑨	近江八幡守山線	㉜	黒橋八木線
⑩	下羽田市辺線	㉝	武佐西生来線
⑪	佐生五個荘線	㉞	武佐老蘇線
⑫	佐生今線	㉟	馬淵上田線
⑬	雨降野今在家八日市線	㊱	上中緑町小今線
⑭	五個荘八日市線	㊲	能登川北部線
⑮	ビワイチ	㊳	尻無愛知川線
⑯	一般国道 477 号	㊴	ＪＲ東口線
⑰	一般国道 477 号	㊵	小川林能登川線
⑱	一般国道 477 号	㊶	西大路鎌掛線
⑲	大津能登川長浜線	㊷	小御門十禅師線
⑳	彦根八日市甲西線	㊸	山面鏡西線
㉑	近江八幡守山線	㊹	山中谷田線
㉒	栗見八日市線		
㉓	栗見八日市線		

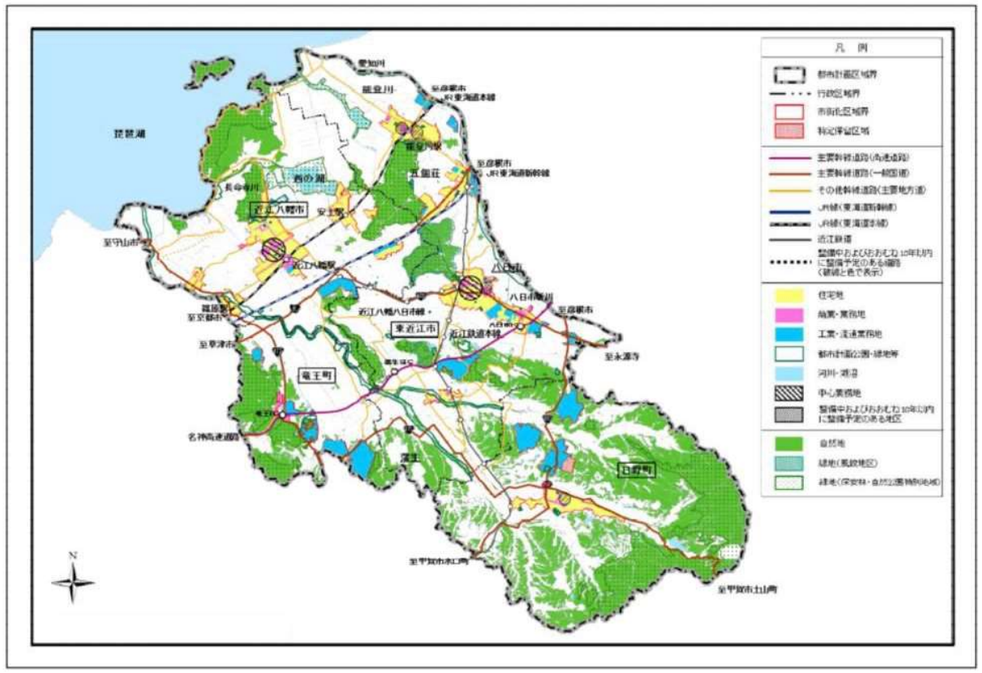
凡　例

- 都市計画区域界
- 行政区域界
- 市街化区域界
- 主要幹線道路（高速道路）
- 主要幹線道路
- 都市幹線道路
- 改良済
- 概成済
- 計画中
- ＪＲ線（東海道新幹線）
- ＪＲ線（東海道本線）
- 近江鉄道
- 住宅地
- 商業・業務地
- 工業・流通業務地
- 都市計画公園・緑地等
- 農用地等
- 自然地
- 緑地（風致地区）
- 緑地（保安林・自然公園特別地域）
- 河川・湖沼
- 優先的整備施設

旧	新
３－５ 都市景観形成と保全に関する方針 （１） 基本方針 「湖国風景づくり宣言―ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン―」に基づき、美しく潤いのある湖国の風景を守り育て、次代に引き継いでいくため、それぞれの地域の景観形成のための地域ごと、市町ごとの主体的なまちづくり、ならびに広域的景観形成のための県市町間の連携、官民協働を推進する。 また、本区域は、近江八幡・五個荘・伊庭・日野等の伝統的なまち並み景観や安土城跡、湖岸の水郷風景など豊かな自然、歴史・文化資源を有しており、これらの資源を生かし、伝統的なまち並み景観の保全と調和するまちづくりを推進する。 ① 琵琶湖の良好な景観形成 琵琶湖の景観を、湖水面とそれらを取り巻く風土が形づくる一体的なものとして捉えつつ、個性ある美しい景観を保全するとともに、新たに良好な景観を育てることにより一体的、総合的な景観形成を図るものとする。 ② 幹線道路沿道の景観形成 国道 307 号および主要地方道大津能登川長浜線沿道については、それぞれの地域の特性を活かし、沿道の状況に配慮した景観形成を図るものとする。 ③ 歴史的景観の保全等 近江八幡・五個荘・伊庭・日野等の伝統的なまち並み景観や湖岸の水郷風景を維持すると共にこれらと調和したまち並みを形成するため、歴史的景観の保全と歴史的資産を活かした景観形成が望まれる。	３－５ 都市景観形成と保全に関する方針 (1)基本方針 「湖国風景づくり宣言―ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン―」に基づき、美しく潤いのある湖国の風景を守り育て、次代に引き継いでいくため、それぞれの地域の景観形成のための地域ごと、市町ごとの主体的なまちづくり、ならびに広域的景観形成のための県市町間の連携、官民協働を推進する。 また、本区域は、近江八幡・五個荘・伊庭・日野等の伝統的なまち並み景観や安土城跡、湖岸の水郷風景など豊かな自然、歴史・文化資源を有しており、これらの資源を生かし、伝統的なまち並み景観の保全と調和するまちづくりを推進する。 ① 琵琶湖の良好な景観形成 琵琶湖の景観を、湖水面とそれらを取り巻く風土が形づくる一体的なものとして捉えつつ、個性ある美しい景観を保全するとともに、新たに良好な景観を育てることにより一体的、総合的な景観形成を図るものとする。 ② 幹線道路沿道の景観形成 一般国道307 号および主要地方道大津能登川長浜線沿道については、それぞれの地域の特性を活かし、沿道の状況に配慮した景観形成を図るものとする。 ③ 歴史的景観の保全等 近江八幡・五個荘・伊庭・日野等の伝統的なまち並み景観や湖岸の水郷風景を維持すると共にこれらと調和したまち並みを形成するため、歴史的景観の保全と歴史的資産を活かした景観形成が望まれる。

旧	新
３－６　防災に関する方針 （１）基本方針 本区域では、南海トラフ地震、鈴鹿西縁断層帯地震および琵琶湖西岸断層帯地震の被害が懸念される地域であり、また琵琶湖に接し、琵琶湖に注ぐ愛知川、日野川、長命寺川や山本川、蛇砂川などの一級河川があり、洪水ハザードマップには、大雨による氾濫で浸水することが想定される区域が示されている。更に、集中豪雨等による山地崩壊や土砂流出が起こる危険性のある急傾斜地などが存在する。 このように想定される災害危険の多様性と地域防災体制の強化を柱とした「地域防災計画」を防災対策の基本とし、地域の防災施設・防災体制の整備など各種対策準備やハザードマップの周知等により、災害に強いまちづくりを目指す。	３－６ 防災に関する方針 (1)基本方針 本区域では、南海トラフ地震、鈴鹿西縁断層帯地震および琵琶湖西岸断層帯地震の被害が懸念される地域であり、また琵琶湖に接し、琵琶湖に注ぐ愛知川、日野川、長命寺川や山本川、蛇砂川などの一級河川があり、洪水ハザードマップには、大雨による氾濫で浸水することが想定される区域が示されている。さらに、集中豪雨等による山地崩壊や土砂流出が起こる危険性のある急傾斜地などが存在する。 このように想定される災害危険の多様性と地域防災体制の強化を柱とした「地域防災計画」を防災対策の基本とし、地域の防災施設・防災体制の整備など各種対策準備やハザードマップの周知等により、災害に強いまちづくりを目指す。
（２）防災の推進に関する方針 ① 地震・火災に強いまちづくりの推進 震災等の災害に備え、まちを構造的につくりあげていくことが必要であり、建築物の耐震化や耐火性の向上の推進を図る。そのため公共建築物については、十分な耐震性・耐火性の確保に努めるとともに、民間建築物についても耐震診断や耐震補強の推進を図る。また、伝統的建築物を含む住宅の耐震・耐火の促進と密集市街地でのオープンスペースの確保等に努める。	(2)防災の推進に関する方針 ① 地震･火災に強いまちづくりの推進 震災等の災害に備え、まちを構造的につくりあげていくことが必要であり、建築物の耐震化や耐火性の向上の推進を図る。そのため公共建築物については、十分な耐震性・耐火性の確保に努めるとともに、民間建築物についても耐震診断や耐震補強の推進、住宅における感震ブレーカーや耐震シェルターの導入促進を図る。また、伝統的建築物を含む住宅の耐震・耐火の促進と密集市街地でのオープンスペースの確保等に努める。
② 浸水被害に強いまちづくりの推進 集中豪雨等による災害を未然に防止するため「淀川水系東近江圏域河川整備計画」に則り河川改修を促進するとともに、保水機能を高めるための農地や樹林地の保全などの総合的な治水対策を図る。	② 浸水被害に強いまちづくりの推進 気候変動により、今後さらに水災害が頻発・激甚化することを踏まえ、河川整備等の「川の中」で水を安全に「ながす」基幹対策に加え、「川の外」での対策である「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に組み合わせた「しがの流域治水」を推進し、浸水被害に強い都市づくりの実現を目指す。
③ 土砂災害等に強いまちづくりの推進 大雨等によるがけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害が想定される危険箇所について、砂防事業等による対策施設の整備を行うとともに、土砂災害警戒区域の指定による災害リスクの周知と警戒避難体制の構築を行う。	③ 土砂災害等に強いまちづくりの推進 大雨等によるがけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害が想定される危険箇所について、砂防事業等による対策施設の整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定による災害リスクの周知と警戒避難体制の構築を行う。
３－７　都市環境に関する方針 （１）基本方針 地球温暖化が進む中で、低炭素社会の実現、みどり空間の確保、省エネルギー化など、環境への負荷の少ない都市・社会の実現が求められている。 本区域においても、環境負荷の少ない集約・連携型都市構造の強化、緑を活かした低炭素型都市の実現、生物多様性の保全・向上、エネルギーの効率的な利用の促進などに取り組むものとする。	３－７ 都市環境に関する方針 (1)基本方針 地球温暖化が進む中で、みどり空間の確保、省エネルギー化など、環境への負荷の少ない脱炭素型の都市・社会の実現が求められている。 本区域においても、環境負荷の少ない拠点連携型都市構造への転換、緑を活かした脱炭素型都市の実現、生物多様性の保全・向上、エネルギーの効率的な利用の促進などに取り組むものとする。
（２）都市環境への取り組みに関する方針 ① 環境負荷の少ない集約・連携型都市構造の強化	(2)都市環境への取り組みに関する方針 ① 環境負荷の少ない拠点連携型都市構造への転換

旧	新
本区域は、市街地が分散する都市形態をなしているが、極力市街地への各種機能の集約や人口の集中を図るとともに、公共交通による地域間連携を図り、出来るだけ環境負荷の少ない集約・連携型都市構造の強化を図るものとする。	本区域は、市街地が分散する都市形態をなしているが、極力市街地への各種機能の集約や人口の集中を図るとともに、公共交通による地域間連携を図り、出来るだけ環境負荷の少ない集約・連携型都市構造への転換を図るものとする。
② 緑を活かした低炭素型都市 鈴鹿山系の一端をなすまとまりのある緑の保全、地産地消等による農林業の積極的な保全、市街地内の緑や河川の水辺の保全などにより、緑を活かした低炭素型都市の実現を目指す。	② 緑を活かした脱炭素型都市 鈴鹿山系の一端をなすまとまりのある緑の保全、地産地消等による農林業の積極的な保全、市街地内の緑や河川の水辺の保全などにより、緑を活かした脱炭素型都市の実現を目指す。
③ 生物多様性の保全・向上 開発等による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少、里地里山の手入れ不足等による自然環境の荒廃や地球温暖化により、生物の多様性が急速に失われつつあることから、緑を活かした低炭素型都市の実現と合わせて、生物多様性の保全及び向上についての取り組みを行うものとする。	③ 生物多様性の保全･向上 開発等による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少、里地里山の手入れ不足等による自然環境の荒廃や地球温暖化により、生物の多様性が急速に失われつつあることから、緑を活かした脱炭素型都市の実現と合わせて、生物多様性の保全および向上についての取り組みを行うものとする。
④ エネルギーの効率的利用の促進 既存のエネルギー源以外の未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用促進等が求められているなか、都市施設のライフサイクルコストの低減、建築物の長寿命化や再生材の活用などを進めるとともに、太陽光発電等の自然エネルギーの導入などの取り組みを積極的に展開するものとする。	④ エネルギーの効率的利用の促進 既存のエネルギー源以外の未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用促進等が求められているなか、都市施設のライフサイクルコストの低減、建築物の長寿命化や再生材の活用などを進めるとともに、太陽光発電等の自然エネルギーの導入などの取り組みを積極的に展開するものとする。
⑤ 環境小学校の推進 これからの本区域の環境政策のリーディングプロジェクトとして、小学校を単位に、地域の自然環境との結び付きを大切にしながら、子供たちの育成を通じて環境にやさしい持続可能なまちづくりを地域全体が実践し、学ぶことのできる拠点の整備を進めるものとする。（「近江八幡市まちづくり構想」より）	
3－8 福祉のまちづくりに関する方針 （１） 基本方針 少子高齢化社会の進展に伴い、誰もが住みやすい都市の実現が求められているなかで、高齢者や障害者あるいは本区域を訪れる観光客などにとって、やさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくものとする。 ユニバーサルデザインの実現に当たっては、道路や公園などの都市施設、病院や役場などの公共公益施設、バスや電車などの交通施設のバリアフリー化の推進を図るものとする。	3－8 福祉のまちづくりに関する方針 (1)基本方針 少子高齢化社会の進展に伴い、誰もが住みやすい都市の実現が求められているなかで、高齢者や障害者あるいは本区域を訪れる観光客などにとって、やさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくものとする。 ユニバーサルデザインの実現に当たっては、道路や公園などの都市施設、病院や役場などの公共公益施設、バスや電車などの交通施設のバリアフリー化の推進を図るものとする。 また、家庭や地域を取り巻く環境の変化にも鑑み、子育て支援を効率的に提供し、良好な子育て環境を持続的に確保するため、日常生活圏や拠点となる地域への子育て支援施設の適切な配置を図るとともに適切な機能の維持・充実に努める。

旧	新
近江八幡八日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針　附図 	近江八幡八日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針　附図 